

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	太陽光発電施設用地造成事業	右田・海老地区 (I工区)	南相馬市

図面記号									
M-3-①									
1 当事者の住所等	当事者の別	氏名	捺印	住所					
	譲受人	南相馬市長 桜井 勝延	印	南相馬市原町区本町二丁目27番地					
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
	別紙のとおり								
	計	1筆 197㎡ (田 197㎡)							
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期		権利の存続期間		その他		
	所有権	移転	復興整備計画公表後		永久				
4 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>敷地周辺を道路で囲む計画であるため、農地に直接隣接する個所はない。敷地境界はフェンスを設置する。設置する工作物も低層であるため、日照上の影響もない。</p> <p>事業内容上、工業廃水は発生しないが、敷地内の雨水を排水する必要があるため、独自の管路による排水路を整備する。内容については鹿島町土地改良区と協議済み (H24.12) である。</p>								

(別紙)

1の欄 土地の所在等

所 在	地 番	地 目		面 積 (m ²)	耕作者 の氏名 (※2)	土地利用区分	
		登記簿	現 況			農振法	都 市 計画法
鹿島区南海老字 中谷地	21	田	田	197		農振区域内 農用地区域内	非線引き都市計画 区域の用途地域外
計	1筆	197.00m ²	(田	197.00 m ²	畑	0.00 m ²)	